

法科大学院（仮称）構想に 関する検討のまとめ

- 法科大学院（仮称）の制度設計に関する基本的事項 -

平成 1 2 年 9 月

法科大学院（仮称）構想に関する検討会議

法科大学院（仮称）構想に関する検討のまとめ

- 法科大学院（仮称）の制度設計に関する基本的事項 -

法科大学院（仮称）構想に関する検討会議

目 次

はじめに	1
1 法曹として備えるべき資質・能力と法曹養成の基本理念	2
2 今後の法曹養成のための法学教育の在り方 - 法曹養成のための法学教育の担い手としての法科大学院 -	2
3 法科大学院の基本的枠組み	
（1）標準修業年限	3
（2）教育内容・方法	
教育内容	4
教育方法	7
（3）入学者選抜	8
（4）教員組織	10
（5）多様な設置形態と適正配置	11
（6）資力が十分でない入学者に対する援助の必要性	12
（7）法科大学院の財政基盤の確立	12
（8）その他	12
4 法科大学院の設置と第三者評価	
（1）設置及び第三者評価に関する基本的考え方	13
（2）第三者評価の具体的な在り方	13
（3）法科大学院の第三者評価（認定）と設置認可 及び司法試験受験資格との関連	14
5 法科大学院と司法試験・司法（実務）修習	
（1）法科大学院と司法試験	15
（2）法科大学院と司法（実務）修習	17
おわりに	17
〔参考資料〕 法科大学院（仮称）構想に関する検討会議における検討状況等	

法科大学院（仮称）構想に関する検討のまとめ

- 法科大学院（仮称）の制度設計に関する基本的事項 -

はじめに

本検討会議は、平成12年4月27日、司法制度改革審議会から「(1)新しい法曹養成制度の一環としての法科大学院（仮称）構想に関し、入学者選抜の方法、教育内容・方法、教育体制等についての基本となるべき事項を、司法試験及び司法（実務）修習との有機的な連携に配慮しつつ、大学関係者及び法曹三者の参画を得て適切な場を設けて検討の上、その結果を提出すること。(2)検討の際、法科大学院（仮称）における教育内容・方法等との関係で司法試験及び司法（実務）修習の在り方についての意見があれば、付言して提出すること。」について協力依頼を文部省が受けたことにより設置され、同年5月より12回にわたり、法科大学院（仮称）（以下単に「法科大学院」という。）制度の具体的内容について専門的・技術的見地からの検討を行った。検討に当たっては、司法制度改革審議会から提示された「法科大学院（仮称）に関する検討に当たっての基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という。）に示された公平性・開放性・多様性等の基本的諸条件、及び、法曹人口について同審議会が夏の集中審議で示した「現在検討中の法科大学院構想を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に、年間3000人程度の新規法曹の確保を目指していく」との基本的認識を踏まえ、かつ、大学・法曹関係者等の意見をも参考にした。以下は、その結果を取りまとめ、司法制度改革審議会に報告するものである。

1 法曹として備えるべき資質・能力と法曹養成の基本理念

法曹として備えるべき資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野や語学力等」（「基本的考え方」）が一層求められており、今後の法曹養成教育は、このような資質を備えた者が法曹となるように、「**『点』のみによる選抜ではなく法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度**」（「基本的考え方」）に変革することを基本理念とするものである。

2 今後の法曹養成のための法学教育の在り方 - 法曹養成のための法学教育の担い手としての法科大学院 -

次のような観点から、法科大学院は、法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学

制度上の大学院として構想することが適切である。

今後の法曹養成に期待される機能のうち、特に、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、専門的な法知識に関する批判的創造的視点及び法曹の人間のバックグラウンドとしての幅広い視野を身に付けさせるためには、学問の自由を基盤として多様な学風を持つ大学において教育を行うことが効果的であると考えられること

諸外国においても、法曹養成の基幹となる機関は大学であること

教員スタッフや施設・設備等の人的物的状況から考えて、法科大学院を運営する主体としては大学を基礎とするのが現実的であると考えられること

現に、これまでに様々な主体から発表された具体的な法科大学院構想の圧倒的多数が大学を基礎とするものとして構想されていること

なお、法科大学院を設置するためには、既存大学を拠点としなければならないわけではなく、例えば、弁護士会や地方自治体など大学以外の組織が学校法人を作り、法科大学院の設置基準を満たせば、法科大学院を設置し得ることはもちろんである。既存の大学を拠点とする法科大学院と、これらの新しいタイプの法科大学院が競争して、それぞれが理想とする多様な法曹を養成する柔軟なシステムが展開されることが望ましい。

法科大学院の設置の後も法学部は存続することを前提に、法曹養成のための法学教育については、法科大学院が責任を負うことになる。その場合、法学部を、法的素養を備えた人材を社会の多様な分野に送り出す養成機能を持つ組織とするか、あるいは、その機能に加えて法科大学院の教育課程の基礎部分を実施する機能をも併有するものとするかは、各大学の判断に委ねることになる。ただし、これに対しては、法学部は、法的素養を中心としたリベラルアーツ教育を行うなどその使命を明確化すべきであるとの意見があった。

21世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専攻分野を問わず受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある。

法科大学院を大学に設置することとした場合、従来の研究中心の考え方から真の教育重視への転換など、大学には変革に向けて相当な努力が求められることは言うまでもない。

3 法科大学院の基本的枠組み

(1) 標準修業年限

法科大学院の定められた教育課程を修了するのに必要とされる標準的な年限（標準修業年限）については、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有していない者（以下「法学未修者」という。）に3年間の教育を行うことを原則とする考え方（3年制）と、法学部を卒業しているか否かにかかわらず、上記の学識を有すると法科大学院が認める者（以下「法学既修者」という。）に2年間の教育を行うことを原則とする考え方（2年制）がある。

修業年限を3年とするか、2年とするかについては、広く法曹資格取得希望者に関われた機関としての法科大学院の性格上、2年制のみとすることは考えられず、3年制又は3年・2年の併存制とならざるを得ない。したがって、制度上の標準修業年限は3年とし、併せて短縮型として2年での修了を認めるとの意見が大方であった。他方、科目の履修免除はともかく、原則として修業年限の短縮を認めるべきではないとの意見もあった。

(2) 教育内容・方法

教育内容

(ア) 基本的考え方

法科大学院における教育内容の統一性を確保するための基準は、後述の法科大学院の第三者評価（認定）との関連で主として問題となる。また、最低限の教育水準を確保するための重要な要因である教員配置に関する基準は、大学院としての設置認可の場面で主として問題となる。いずれにしても、これらの基準は必要最低限のものにとどめ、それ以外の事項については各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性を尊重すべきであるという意見が大勢であった。

(イ) 開設科目群

開設科目群としては、例えば、大要以下のような科目群が考えられる。

- A 基礎科目（基本的な法分野についての体系的な学識の修得のための科目）
例：憲法、民法、刑法、訴訟法、外国法を含む基礎法 等
- B 法曹基本科目（あるべき法曹としての考え方や、法律情報を整理・分析し、駆使できる能力の涵養のための科目）
例：法曹倫理科目、法律情報に関する基礎的教育 等
- C 基幹科目（基本的な法分野についての学識・理解の深化、法的思考能力・分析能力の向上のための科目）
例：憲法、民事法（財産法）、刑事法（刑法）、商法（会社法）、民事訴訟法、刑事訴訟法 等
- D 先端的・現代的分野科目（現実の諸問題の創造的な解決能力や多元的・複眼的な法的思考能力を涵養するための科目）
例：知的財産権法、租税法、行政法、労働法、執行・保全・倒産法、環境法等
- E 国際関連科目（法曹としての国際的感覚を涵養するための科目）
例：国際法、国際私法、国際取引法 等
- F 学際的分野科目（法曹に期待されるバックグラウンドとしての幅広い視野を養うための科目）
例：法と経済、法と医療、法と家族、法と公共政策 等
- G 実務関連科目（修得した学識を踏まえ、実践を通じて法的思考能力、現実的問題意識を一層高めるための科目）
例：クリニック、エクスターンシップ、民事・刑事裁判演習、紛争解決・交渉技法演習 等

(ウ) 必置科目

法科大学院がプロセスとしての教育を重視する以上、法曹として備えるべき資質・能力の育成を目指しつつ、全体として基本的な法分野についての体系的理解をまず前提として、これを発展させ、深化させるカリキュラムが基調となる。これを踏まえるならば、上記の科目群のうち、A群（基礎科目）、B群（法曹基本科目）及びC群（基幹科目）をコア科目とし、これらを中心として、D群（先端的・現代的分野科目）、E群（国際関連科目）、F群（学際的分野科目）、G群（実務関連科目）などをカバーする多様なカリキュラム編成が可能となる。

コア科目については、各法科大学院が必ず開設すべきもの（必置）とする。さらに、G群（実務関連科目）についても必置とするが、科目によっては、その性質上、それを実施するための諸条件の整備が必要であり、その整備状況を踏まえつつ、具体的な科目やその内容は各法科大学院がそれぞれ工夫すべきものである。D群（先端的・現代的分野科目）、E群（国際関連科目）及びF群（学際的分野科目）については、各法科大学院での創意に基づく独自性が強く期待される。

(エ) 年次配当

年次配当については、例えば、次のように考えられる。

- 1 年次... A 群（基礎科目） B 群（法曹基本科目）が中心（およそ法科大学院の学生であれば修得しておかなければならない基本的な法分野の学習に重点）
- 2 年次... C 群（基幹科目）が中心（問題解決能力や事案分析能力などを高めるためのより徹底した事例研究や判例研究、事実認定論や要件事実論等の実務的観点を取り入れた学習に重点）
- 3 年次... D 群（先端的・現代的分野科目） E 群（国際関連科目） F 群（学際的分野科目） G 群（実務関連科目）が中心（各法分野の体系的・実践的理解の定着を図るとともに、法曹としての幅広い専門的学識を培う学習に重点）

修業年限を短縮して2年次から履修を開始する場合は、コア科目のうち、発展的ないし応用的な教育を重視した履修内容となる。また、その場合も、B 群（法曹基本科目）については、入学後できるだけ早い段階での履修が必要とされよう。

(オ) 各科目群の性質

A 群（基礎科目）とC 群（基幹科目）は、A 群が法科大学院のすべての学生が法科大学院で学ぶ上でのミニマムの学識であるのに対して、C 群はA 群をより細密な分野にまで深く押し広め、問題解決能力、事案分析能力などを高めるためのより徹底した事例研究、判例研究を中心とし、また、理論的な観点のみならず実践的な観点からの考察（事実認定論や要件事実論等の実務的観点を取り入れた法学教育）を駆使した授業として構成されるものである。

C 群（基幹科目）については、必ずしも実定法ごとの教育に固執する必要はなく、例えば、民事系（民法・商法・民事訴訟法）、刑事系（刑法・刑事訴訟法）といったまとまりとして設置することなどにより、実体法と手続法、複数の法領域の間の有機的な連関を重視するという観点から、体系的な理解を踏まえた理論の応用・活用、そして実務との整合性のとれた教育ができるようなカリキュラムを構築すべきである。

(カ) 教育内容面での司法（実務）修習との関係

法科大学院での教育と司法（実務）修習との関係については、多様な意見があった（17頁参照）。

教育内容の面では、現行司法修習の前期修習における民事裁判講義、刑事裁判講義、検察講義、民事弁護講義、刑事弁護講義といった科目を、法科大学院において基幹科目としての民事法、刑事法として実施できるのではないかとの意見もあったが、いずれにしても、法科大学院が実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心とする以上、体系的な理論を基調としつつ実務との架橋を強く意識した科目として構成する必要がある。そのような観点から、授業内容・方法、教材の選定・作成等について、実務家教員との共同作業などの連携協力が必要とされよう。

また、現行司法修習の前期修習における選択必修科目として、民事関係、刑事関係の実務家及び研究者による各種の講座が設けられているが、これらのうちにも、法科大学院で実施することが適当と考えられるものがあり、それらは、法科大学院の1年次における外国法や2～3年次におけるD 群（先端的・現代的分野科目） E 群（国際関連科目、） F 群（学際的分野科目）の科目として教育を行うことが可能であろう。

(キ) 実務家教員

実務家教員が担当すべき授業については、大別すると、科目の内容によって実務家教員が担当するとの考え方、原則としてすべての授業について実務家教員が分担するとの考え方があり得る。いずれにしても、実務家教員との間の様々な面での連携が重要になる。

(ク) 修了に必要な単位数

法科大学院は新たな法曹養成制度の中核的機関として構想されるのであるから、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を十分に行うことが必要であり、そのため、修了要件としての修得単位数は、現行の修士課程よりも高く設定すべきものと考えられる。

教育方法

各法科大学院における教育内容及びカリキュラムの基本部分はある程度共通のものでなければならないとすれば、それに連動して、教育方法（授業方式）についても一定程度の標準化が必要である。

教育方法（授業方式）としては、（ア）講義方式や、（イ）少人数の演習方式、（ウ）自力で学説等を調査し、レポート作成、口頭報告させるといった方法が必要かつ有効であり、さらには、（エ）教育補助教員による学生の個別的学习指導なども適宜活用していくことが重要である。

法科大学院の授業については、一方的なものであってはならず、インテンシヴで双方向的なものとし、セメスター制（ひとつの授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度）等の採用により授業をなるべく集中的に行うべきである。

とりわけ少人数教育を基本とすべきである。コア科目など、一定科目について1クラスの適正学生数の基準を設定する必要があるとしても、画一的に統一的なクラス編製の基準を設定することが適切であるかどうかは、なお検討の必要がある。ただし、必修である基幹科目の授業の適正規模は、50人程度までであろう。

また、「点」から「プロセス」による法曹養成制度へと転換し、法科大学院を修了した者のうち相当程度が新司法試験に合格するような制度とするためには（司法試験との関係については15頁参照）法科大学院で厳格な成績評価及び修了認定を行うことが不可欠である。

そのため、ある段階（例えば、初年度修了時）において、履修状況及び学業成績から見て一定の水準に達していない限り、その段階以降の履修を認めない制度を導入することなど、厳格な成績評価や修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じることが必要と考えられる。

さらに、同一科目について複数の授業が設けられる場合には、担当教員間の教育内容・方法の標準化が検討されなければならない。評価・認定の客観性を担保する点では、複数教員による成績評価や試験問題の共通化などを図る必要がある。

修了認定の基準としては「一定の成績水準を満たすこと」を修了要件とし、これを下回る成績しか残せなかった学生には修了認定をしないことや、修了認定に当たって修了試験を課すこととすることなども考えられる。

(3) 入学者選抜

(ア) 基本的仕組み

法科大学院の入学者選抜に当たっては、公平性、開放性、多様性を確保すべきである。

まず、出願資格については、通常の大学院入学資格が適用されることになり、学部卒業が原則であるが、学部を卒業していない者であっても、各法科大学院が行う資格審査によって出願資格の認定が可能である。また、法学部か否かを問わず、学部を3年で卒業して出願することも、あるいは学部3年からのいわゆる飛び級として出願することも可能である。

次に、入学者選抜の基本的考え方としても、特に多様性を確保し、プロセスとしての教育を重視する観点からすれば、学部における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績などを総合的に考慮して合否を判定すべきである。もっとも、これらの学業成績や活動実績などをどのような方法によって評価し、また判定に当た

ってどの程度の比重を与えるかは、各法科大学院がどのような理念の下に教育を行うかという問題と密接に関連するので、各法科大学院の自主的判断に委ねるべきである。

以上に述べた基本的考え方を踏まえ、広く国民の納得が得られる公平性及び客観性を備えた入学者選抜とするためには、その中心的部分として入学試験を行うことが不可欠と思われる。

(イ) 入学試験

入学試験の基本的考え方としては、法科大学院における法学教育の完結性を前提とし、入学試験の開放性を徹底するならば、法学既修者として入学を希望する者と法学未修者として入学を希望する者について同一内容の試験を行うことが考えられる。その内容は、性質上、法律学についての知識を試すのではなく、法科大学院における履修の前提として要求される共通の資質、すなわち判断力、思考力、分析力、表現力などを試すことを目的とする適性試験となろう。この適性試験については、例えば、米国のLSAT (Law School Admission Test) を参考にし、これを我が国に適したものに改良することが考えられる。他方、法学既修者として入学を希望する者と法学未修者として入学を希望する者の入学前の学修状況の相違に配慮し、これらの者を分けた試験を行うことも考えられる。その内容は、法学既修者として入学を希望する者については、法科大学院の基礎科目の履修を省略できる程度の学力を備えているかどうかを判定する法律科目試験となり、法学未修者として入学を希望する者については、適性試験となる。ただし、選抜の公平性を確保するという観点から、このような区分をすべきではないとの意見もあった。

入学試験は、修業年限として3年制のみによる場合には、全ての出願者について適性試験を行うことになるものと考えられる。一方、制度上の標準修業年限は3年とし、併せて短縮型として2年での修了を認める場合(併存制)には、全ての出願者について適性試験を行い、入学を認めた上で、修業年限短縮希望者にはさらに修業年限短縮試験としての法律科目試験を行うとする考え方、全ての出願者について適性試験を行い、法学既修者として出願する者には併せて法律科目試験を行うとする考え方(との違いは、入学定員の中に法学未修者枠と法学既修者枠を予め設定するか否かにある。) 法学未修者として入学を希望する者には適性試験、法学既修者として入学を希望する者には法律科目試験(実質的には適性試験の性質を持つことも考えられる。)を行うとする考え方(と同様に、入学定員の中に法学未修者枠と法学既修者枠を予め設定する。)があり得る。それぞれ一長一短があるが、修業年限として併存制を認めることを前提とする場合には、入学定員の中に法学未修者枠と法学既修者枠を予め設定することが現実的な制度運営としては必要である。このことからすれば、又はの妥当性が高いと考えられる。また、公平性、開放性、多様性という法科大学院に関する基本的理念からすれば、法学既修者として出願する者にも適性試験を課する方がより適合的だと考えれば、よりもが妥当ということになる。適性試験や法律科目試験に加えて小論文や面接等を組み合わせるかどうかが、組み合わせる場合の配点比率をどうするか等については、各法科大学院が教育理念においてそれぞれの個性を持つことを考えれば、各法科大学院の自主的判断に委ねてもよいと考えられる。

いずれの場合でも、公平性、開放性、多様性という法科大学院の基本的理念に則り、他学部出身者や社会人等を広く受け入れるため、これらを一定割合以上入学させるなどの措置を講じる必要がある。

また、試験の実施の具体的方法については、各法科大学院の自主的判断に委ねるとの原則に立つとしても、法科大学院が連合して試験内容を検討し、統一的に試験を実施する方式と、各法科大学院が独自の試験を実施する方式とが考えられる。この点については、法科大学院が全国的規模の法曹養成機関として位置づけられる以上、客観性・公平性を確保する必要性が特に高く、個別法科大学院の試験のみに委ねるのは適当ではないとの理由から、統一的に試験を実施する方式を支持する意見もあった。他方、法科大学院が学問の自由を基盤として多様な学風をもつ大学に設置される大学院

として構想されることにかんがみ、各大学の判断に委ねることを基本とするべきであるとの意見もあった。この点については、多様な背景を持つ者に開かれた、公平な入学者選抜のための入学試験の在り方という視点から、統一的な試験を実施する方式に関する実施主体やその有効性など技術的問題の検討などを行った上、その結果を評価基準の中に盛り込むべきである。

(4) 教員組織

法科大学院の教員組織に関する基準は、新たなシステムである法科大学院としてのあるべき姿から設定され、その教育内容に対応したものとされるべきことは当然である。法科大学院は、少人数で密度の濃い教育を行うものであるから、従来の大学院より多数の専任教員を必要とする。また、法科大学院が、法曹養成を目的として法学教育を高度化し理論的教育と実務的教育との架橋を図る以上、いわゆる実務家教員が不可欠である。教員組織に関する基準の策定に当たり参考となるものとして、専門大学院の基準があるが、法科大学院の設置基準を専門大学院の枠内で構想するかどうかは、今後の検討課題である。

実務家教員の数、比率については、法科大学院のカリキュラムの内容や司法（実務）修習との役割分担との関連で適正な数ないし比率を考えるべきである。実務家教員については、専任教員といってもある程度の期間の任期が付されてもよいこととするなど、任期や勤務形態について柔軟に基準を運用することも考えられる。さらに、この関係で、弁護士法や公務員法等に見られる兼職・兼業の制限等についても所要の見直し・整備がなされるべきである。

法科大学院の指導適格教員の基準も、従来の研究者養成を主眼とした大学院の研究指導教員の場合とは役割を異にする面があるので、法科大学院の教育内容・方法に合わせて設定されるべきである。すなわち、教員資格に関する従来の基準は、博士の学位や研究業績を重視するなど、研究者養成という大学院の目的に相応するものであったが、法科大学院においては、法理論教育に重点を置きつつ、実務家教員と連携して法理論教育と実務教育との架橋を図ることを目指すべきであるから、教育実績や教育能力、実務家としての能力と経験を大幅に加味した資格基準が考えられるべきである。

実務家教員としては、狭義の法曹のほか、法律職公務員などの官公庁関係者、企業法務・知的財産部所属の企業人、税理士・公認会計士、外国人弁護士などが考えられる。実務経験は3年から5年程度は少なくとも必要であるが、むしろ実質的な要件が重要な意味をもつと考えられる。基幹科目については、その性質上、一般の民事又は刑事の問題について幅広い知識と経験を持つ実務家の参加が特に必要とされる。特化した実務能力と経験を持つ実務家の発見と評価は比較的容易かもしれないが、一般の民事又は刑事について幅広い知識と経験を持つことをどのように判定するかについてはなお検討が必要である。

教員の採用は、各法科大学院が行うことになるが、教員候補者の教育能力・教育意欲及び教育実績を重視した採用に努めるとともに、教員の流動性及び多様性が高められるよう配慮することが望まれる。

また、法科大学院の教育の質の充実を図るためには、教員自身の教授能力の向上のための教育内容・方法についての組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント（FD））活動への積極的な取組、優れた教材の開発と作成のための継続的な努力や、さらには学生による授業評価の導入などの積極的な取組が求められる。

なお、以上のような教員組織に関する基準については、新制度への円滑な移行を可能にするため、柔軟で現実的な運用が必要となろう。

(5) 多様な設置形態と適正配置

現実的には、既存の法学部を持った大学に法科大学院が設立されるケースが多いと思われるが、特定の大学の法学部に基礎を持たない形態の法科大学院（独立大学院）

や、幾つかの大学が連合して法科大学院を設置すること（連合大学院）なども、制度的に認められるべきである。

夜間大学院などの多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の開放性・多様性の確保に努めるべきである。また、通信制法科大学院についても、法科大学院の教育方法との関連で検討すべき課題は残っているが、高度情報通信技術の発展などをにらみつつ、積極的に対応する必要がある。

法科大学院は、法科大学院における学習の機会を広く確保するため、全国的に適正に配置されなければならないとの要請を踏まえつつ、地域を考慮した全国的な適正配置のための政策的配慮が必要である。

以上の点に関して、その実現に向けて具体的な検討が進められるべきである。

（ 6 ） 資力が十分でない入学者に対する援助の必要性

授業料については、学生や親の家計負担があまり重くならないよう配慮しなければならない。また、資力が十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難となることのないように、格別の配慮が必要であり、奨学金、教育ローン、授業料免除制度等の各種の支援制度が整備されるべきである。

（ 7 ） 法科大学院の財政基盤の確立

大学院レベルの少人数教育であることから、法科大学院の人的・物的設備を基準に合わせて整備するためには、その設立・運営に多額の費用がかかることが予測される。司法の人的基盤の整備の一翼を担うという法科大学院の公共的使命にかんがみれば、厳しい財政事情の中においても、国公立を問わず、適切な評価を踏まえつつ、公的資金による財政支援が不可欠である。

（ 8 ） その他

法科大学院修了者に対して付与される学位は、他の大学院修士課程の修了者と同様に修士とすることも考えられるが、3年制とする場合には、国際的通用性も勘案しつつ、例えばアメリカのロースクール修了者に与えられる J.D. (Juris Doctor) に相当する法科大学院独自の学位（専門職学位）を新設することも検討する必要がある。

また、留学生の受入れなど、国際化に対応する体制の整備も検討課題である。

4 法科大学院の設置と第三者評価

（ 1 ） 設置及び第三者評価に関する基本的な考え方

法科大学院の設置認可は、関係者の自発的創意を基本としつつ、法科大学院の設置に必要な一定の客観的基準（専門大学院の設置基準との関係を明確にする必要がある。）を満たしたものを設置認可することとし、広く参入を認める仕組みとする。ただし、その客観的基準は、法曹養成の中核的機関としての使命に相応しく、従来の大学院のものよりも一層厳格なものでなければならない。

法科大学院の法曹養成機関としての教育の質・水準を確保する観点から、教育効果などの継続的な事後審査を厳正に行い、客観的な第三者評価を行う体制の整備が肝要である。

（ 2 ） 第三者評価の具体的な在り方

法曹養成機関としての教育水準を確保するために、第三者評価のための適切な基準を策定し、その基準に基づいて継続的な評価（認定）を行う機構を設ける必要がある。

法科大学院の第三者評価（認定）の基準や機構の具体的な内容については、米国の

アメリカ法曹協会(ABA: American Bar Association)やアメリカ・ロースクール協会(AALS: Association of American Law Schools)のアクセディテーション(accreditation「認定」)制度等を参考とし、我が国の大学院設置基準や設置認可手続との関連にも留意しつつ、関係者から構成される組織を設けて具体的に検討する必要がある。

このような検討は、法科大学院の第三者評価(認定)設置認可、司法試験の受験資格に関する基準が、法科大学院の教育水準の維持・向上を図り、質の高い法曹を養成・選抜するという共通目的によって統合され、有機的に関連し、実質的に重なり合うことが望ましいという観点に留意して進められるべきである。

法科大学院の評価(認定)基準の策定とその実施に当たる機構は、法科大学院・文部省・法曹関係者に、それ以外の学識経験者も加えて組織し、定期的に各法科大学院の評価(認定)を実施した上、その結果を踏まえて是正勧告や場合によっては認定の取消しも行うものとすべきである。

第三者評価(認定)の具体的な基準については、次のような項目に関する規定が必要である。

- ・組織と運営(経済的基盤、自己評価システム、運営体制など)
- ・教育課程(教育目的、カリキュラム、成績評価、教育方法、修了要件、授業日数など)
- ・教員組織(教員の資格、専任教員数、学生・教員比、実務家教員の数ないし比率など)
- ・入学者選抜(受験資格、入学試験、情報開示、(定員に対する)入学者数、学生支援制度など)
- ・施設設備(講義室、研究室、図書館などの施設、図書雑誌などの整備)
- ・その他(適当な事務組織の設置)

以上のような基準の策定に当たって、特にカリキュラムについては、コア科目などの必修科目や修了に必要な単位数など、最低限にとどめ、それ以外の事項については各法科大学院の創意工夫による独自性・多様性を尊重し、それぞれ特定の分野に力点を置いたカリキュラムを編成して独自性を発揮する法科大学院が設立されるなど、相互に競争しつつ多様な法曹を養成するという柔軟なシステムが実現されることを促進する基準とすべきである。

また、法科大学院の教育水準の維持・向上を図るためには、評価基準・評価手法・評価結果について、情報公開が必要である。

(3) 法科大学院の第三者評価(認定)と設置認可及び司法試験受験資格との関連

法科大学院の第三者評価(認定)の仕組みを創設するに際しては、大学院としての設置認可との関係及び司法試験の受験資格との関連が問題となる。

法科大学院の第三者評価(認定)の仕組みは、新たな法曹養成機関としての水準の維持・向上を図るためのものであって、文部省が行う大学院としての設置認可や司法試験管理委員会が行う司法試験の受験資格認定とは独立した機能と意義を有するものであるから、基準の策定や運用に当たっては、それぞれの機能と意義を踏まえた適切な関連が確保される必要があることに留意しつつ、以下のような方向で具体的な仕組みを検討することが望ましい。

法科大学院の第三者評価(認定)基準と設置認可基準とは、重要部分で実質的に重なり合う部分が多いが、評価(認定)基準が、法科大学院の教育水準の維持・向上を図るという目的に合わせた定性的なものであるのに対して、設置認可基準は、最低水準の確保を目的とした定量的・外形的なものであるという違いがある。そのため、両基準の具体的内容の基本的方向や在り方についてさらに検討を進めた上で、最終的には、その検討を踏まえて、内容の関連に留意しながら、それぞれ基準を策定し、その運用について適切な関連を図る仕組みを設けることが適切である。

法科大学院の評価（認定）に関する機構が、第三者評価（認定）基準の策定・改訂及び評価結果に基づいて、法科大学院の設置基準との適切な関連を確保する仕組みとしては、例えば、法科大学院の第三者評価（認定）を行う機構が、設置認可の基準の内容と運用について、文部省に意見を述べることや、設置認可に関与する設置審査専門委員会に法曹関係者が加わることなどが考えられる。

司法試験の受験資格との関連については、設置認可された法科大学院の修了を自動的に新司法試験の受験資格とするのではなく、法科大学院の教育水準の確保・向上の観点から、法科大学院の評価（認定）に関する機構によって認定された法科大学院を修了することを新司法試験の受験資格とすることが望ましい。いずれにしろ、新司法試験の受験資格やその具体的な在り方の検討には、法科大学院関係者が参加する必要があり、例えば、司法試験管理委員会に法科大学院関係者の意見を反映させる適切な仕組みなどを考案すべきである。

5 法科大学院と司法試験・司法（実務）修習

（1）法科大学院と司法試験

現行司法試験は、法曹になろうとするものに「必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする」（司法試験法第1条）が、法科大学院制度を導入した後の新司法試験制度も基本的にこの目的を維持すべきことに変わりはない。ただ、現行制度とは異なって、21世紀に相応しい法曹を養成するため、新たに法科大学院が、そこでの教育水準が客観的に確保された高度な法律専門教育機関として設置され、そのための充実した教育が行われ、かつ、厳格な成績評価が行われることを前提とするのであれば、新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者又は修了予定者に司法（実務）修習を施せば、法曹としての活動を始めることが許される程度の知識、思考力、分析力、表現力などを備えているかどうかを判定することを目的とすべきである。

新司法試験の内容がそのようなものとなれば、法科大学院修了者のうち相当程度が新司法試験に合格し、法曹養成のための高度専門教育機関としての法科大学院に期待される役割が実現されるものと思われる。なお、法科大学院の教育内容を十分に修得したと認められる者には、広く司法（実務）修習を受ける機会を与えるべきであり、司法（実務）修習の受入体制が司法試験合格者数の上限を画する結果となることを避けるべきであるとの意見もあった。

法科大学院教育と新司法試験との関係を制度的に明確なものにするためには、前述のような法科大学院の評価（認定）に関する機構によって認定された法科大学院の修了を新司法試験の受験資格とすることが望ましいが、その場合、制度の開放性や公平性の徹底の見地から、法科大学院の入学者に対する経済的援助や夜間大学院、通信制大学院の開設などの方策を講じることが特に重要となる。これに加えて、社会的に納得できる理由から法科大学院への入学が困難な者に対して、別途、法曹資格取得の例外を認めることも検討に値する。しかし、法科大学院を中核とした法曹養成制度を採用するのであれば、本来は、多様な人材が支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備にこそ力が注がれるべきである。したがって、例外措置の検討に当たっては、法科大学院制度の趣旨が損なわれることのないよう慎重な配慮が望まれる。

法科大学院制度及び新司法試験制度の趣旨を考えると、3回程度の受験回数制限を設けることが合理的だと考えられる。

新司法試験実施の時期については、法科大学院の修了認定を受けた者について修了直後に試験を実施し、合格者について速やかに司法（実務）修習を開始するという考え方と、法科大学院最終学年の適当な時期に試験を実施し、法科大学院修了後に司法（実務）修習を開始するという考え方の二つが検討された。法科大学院での教育

を十全に実施するという観点からいえば、 の考え方が望ましいと思われるが、反面、法科大学院修了者の進路決定などの問題もあり、さらに検討を行う必要がある。

新司法試験の内容については、少なくとも法科大学院制度新設後当分の間は、法科大学院の課程の履修を前提として、修了者が十分にその内容を身につけているかどうかを多角的に確認するため、与えられた事実を多角的な法的視点から整理し、それに基づいて法的判断を行う能力を試すよう、十分な時間をとって論述式や口述式の試験を行うべきである。具体的には、例えば、基幹科目を中心とし、その他の必置科目の履修をも配慮したものや、先端的・現代的分野科目など必置科目以外の科目の中から受験者が選択した科目について試験を実施することなどが検討されるべきである。

(2) 法科大学院と司法(実務)修習

法科大学院における教育との有機的な連携に配慮しつつ、法曹に要求される実務能力涵養のために司法(実務)修習を実施することを前提として、法科大学院は、実務上生起する問題の合理的解決を意識した法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をあわせて実施することとなるというのが大方の意見であったが、法科大学院は法理論教育とあわせ、実務教育のうち基礎的内容にわたる部分(現行司法修習における前期修習相当)まで実施すべきとの意見もあった。

いずれにしても、法科大学院における理論と実務を架橋する教育が充実したものとなるならば、司法(実務)修習の内容等も、新しい法曹養成の「プロセス」の一環として、法科大学院での教育と相携える形で、適切に構想される必要があると考えられる。

おわりに

本検討会議では、司法制度改革審議会から提示された「基本的考え方」を踏まえつつ、法科大学院(仮称)の制度設計に関する基本的事項について、以上のような結論を得た。

このような制度設計に基づいて法科大学院(仮称)構想をさらに具体化し、実施に移すためには、カリキュラムと教員組織の具体的内容(特に必置科目の範囲と内容、司法(実務)修習制度との適正な連携の確保、実務家教員の比率・数)、入学試験(入試の方式・内容・実施方法など)、第三者評価と設置認可の具体的な基準策定、法科大学院の第三者評価と設置認可及び新司法試験受験資格との適切な関連を図る具体的な仕組み、という、関係者間の意見調整が特に必要とされる事項を中心に、より具体的な検討を行う必要がある。